

衆議院東日本大震災復興特別委員会ニュース

平成 23.12.5 第 179 回国会第 12 号

12月5日(月)、第12回の委員会が開かれました。

1 復興庁設置法案(内閣提出第8号)

- ・川端総務大臣、中川文部科学大臣、枝野経済産業大臣(原子力損害賠償支援機構担当大臣・原子力経済被害担当)、前田国土交通大臣、藤村国務大臣(内閣官房長官)、自見国務大臣(金融担当)、平野国務大臣(防災担当大臣・東日本大震災復興対策担当)、福田総務大臣政務官、津田厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行いました。

(質疑者及び主な質疑内容)

加藤 勝 信君(自民)

- ・与野党協議を経て成立した東日本大震災復興基本法に定める復興庁の所掌事務、役割等と比べて、本法案における復興庁の施策の実施権限が非常に弱いものとなっていると考えるが、藤村内閣官房長官の所見を伺いたい。
- ・東日本大震災復興基本法の復興庁の規定(第24条)を踏まえて、被災自治体からのニーズへの「ワンストップ」対応とは復興施策の総合調整や復興交付金配分等の施策支援ばかりではなく、もっと広範囲の支援を想定していたが、この「ワンストップ」対応の意味について平野復興対策担当大臣の見解を伺いたい。
- ・本法案では岩手県、宮城県、福島県3県に地方機関として復興局を設置することとされているが、この3県以外においても復興局支所を設置することは可能か、平野復興対策担当大臣の見解を伺いたい。

秋 葉 賢 也君(自民)

- ・復興庁は予算配分や事業実施権限のあるスーパー官庁となることを想定していたが、本法案では実質的な権限は復興特区の認定だけである。このような法案の提出に、なぜ9か月もの時間がかかったのか。また、復興庁の設置予定はいつか。
- ・復興庁の本庁は、野田内閣総理大臣も当初は被災地に置くと言っていたにもかかわらず、東京に置くこととした理由を伺いたい。
- ・震災による被害額や復興に要する額は時とともに増大する傾向にある。復興交付金が更に必要となった場合、どのように対応するのか。

石 田 祝 稔君(公明)

- ・地方6団体に、災害廃棄物の広域処理について協力を要請しているか。また、都道府県に限らず、廃棄物処理の実務を担う市町村の長及び議会に協力を要請すべきでは

ないか。

- ・復興庁及び復興局の権限において支出できる予算はどの程度あり、また、どのような事業に支出できるのか。
- ・本法案に規定する復興大臣の勧告権の意義について、平野復興対策担当大臣の見解を伺いたい。

柿 澤 未 途君(みんな)

- ・復興基本法の趣旨を踏まえて復興庁の所掌事務として規定すべき施策の実施を、本法案では規定しなかったのはなぜか。
- ・被災地に本庁を置いて状況を把握し、復興を強力に進めるため、復興庁の本庁は仙台市に置くべきと考えるが、政府が本庁を東京に置こうとする理由は何か。
- ・本庁を被災地に置いて各省庁のひも付き人事を排除することにより、地方に権限を移譲し最終的には東北地方における道州制への移行を目指すべきではないか。

吉 泉 秀 男君(社民)

- ・復興庁は企画立案・総合調整を行うだけでなく、地方自治体の要望に沿って被災地における復興のグランドデザインを描くべきと考えるが、復興庁と各省庁及び地方自治体との役割分担をどのように考えているか。
- ・原子力損害賠償紛争審査会は原子力損害賠償紛争解決センターに申立てのあった案件を踏まえ、精査した上で新たな指針を公表することも検討しているか。
- ・復興庁、復興局及び支所に原子力災害に係る相談が寄せられた場合に、どのように対応する方針か。

塩 川 鉄 也君(共産)

- ・被災地のハローワークにおける業務が増えているが、岩手県、宮城県、福島県の被災3県への全国の地方自治体からの応援職員の派遣人数はどの位か。
- ・第3次補正予算によりハローワークの職員が増員される

のは被災3県のうち福島県だけであるが、なぜ他の県は増員していないのか。

- ・国家公務員総人件費2割削減の具体策のひとつとして、定員合理化計画があると思うが、被災3県の労働局の平成22年度からの削減計画はどのようになっているのか。